

「あげる」意識と 「もらう」意識の合併症

夫の脱サラや失業等に伴って専業主婦は年金の資格変更を義務付けられているのだが、届け出なしの事例が山積みしている。政府・厚労省の対応は二転三転の末、ようやく法案提出へ漕ぎ着けた。

約50万人へ過払い

1986年度から「基礎年金」制度が導入され、専業主婦（ごく一部は専業主夫）も国民年金に加入し、基礎年金を受け取れるようになった。

ただし、専業主婦には自分名義の所得はなく、夫を含む被用者全体で保険料を負担する仕組みにされた（自営業者ら1号、被用者2号、専業主婦ら3号。表参照）。

3号の資格を失う機会も多々ある。

①夫が自営業に転身あるいは失業

②離婚して無職あるいはパート勤め

③妻のパート収入が年間130万円を超えた

④夫が年金を受給、妻は60歳未満。いずれも妻は3号から1号

に資格が変わり、市町村の窓口に届け出たうえ保険料を納めなければならぬ。

ところが、無意識、意図的、経済的困難など、推定される理由や事情はさまざまだが、未納者が続出し、チェック体制も長い間不十分だった。

厚労省の調査では、現時点で推定47・5万人が本来より高い年金を受給、あるいは将来的に受け取る見込みだ（受給者5・3万人、被保険者42・2万人）。受給者では1人当たりの

誤った記録の平均は約6・8カ月、最長は128カ月、被保険者では同23・

5カ月、同224カ月という（4月11日発表）。

「臭いモノにフタ」式の奇策

厚労省年金局は「届出義務を承知しなかった方が大半ではないか」「行政努力が不十分であった」などの理由で、未納期間を納付した形に扱う「運用3号」という対応をひねり出した。いわば借金棒引き策は「年金記録回復委員会」に諮っただけで、一課長の通知により今年1月1日から実施された（3月で廃止）。

一連の経緯は、じつに不可思議だ。

累計1913万人は1号への変更を届け出た。そのルール遵守者とルール違反者の年金は同額でよいのか。経済的に苦しく全額免除や半額免除

表 国民年金制度の被保険者数等

被保険者区分	①被保険者数	②老齢基礎年金等受給権者数	老齢年金平均受給月額	保険料(2011年4月)
第1号	1,985万人	2,765万人	5.8万円	1万5,020円
第2号	3,780万人			
第3号	1,021万人			
合計	6,874万人			

※厚労省資料から抜粋、2010年3月末時点

の申請者は年金を減額され、運用3号の方が年金額は高くなる。「政治主導」を掲げる長妻昭・前厚労相から現在の細川律夫・厚労相らは、この対応策を知らなかったのか、知っていて事務方の判断にゆだねたのか。世論の猛反発を受けて、細川厚労相と民主党ワーキングチームは新たな方針を打ち出した。ポイントは①

法律の制定で対処する②被保険者(20〜60歳未満)も受給者も保険料未納期間を「カラ期間」扱いにする(加入期間に参入するが、年金額には反映させない)③いずれも保険料を追納可能にする(現在は直近2年間のみ追納を同10年間に延長)など。

過払いの減額、返還の是非

この方針に沿った法律案が国会の会期末に提出されるが、紛糾は必至だ。

最難問は受給者に対し、いったん公式に認めた年金の減額と過払い分の返還は可能かどうか。

受給者には減額のうち過去5年分の過払い分返還を求める方針(5年超は時効扱い)。ただし、住民税非課税者には返還を求めず、約5・3万人の88%は返還を免れる。返還対象者となるのは12%(約6400人)だけとなる。老齢基礎年金を減額され、毎月、過払い分を返還していくが、減額・返還分の合計額は現在の受給額の1割分にとどめる、という。

やはり大幅な借金棒引きに違いな

い。それでも返還対象者から訴訟が起きる可能性もある。

国会審議の行方はまだ読めないが、このドタバタ劇はいつたい、何を教えたのか。

「国民皆年金」を普及・定着させるため専門主婦も保険料納付なしに制度に加入させた。しかし、負担感がないうえに年金は「もらう」ものとの意識が広がり深まった。この裏返しで政府・厚労省側には年金を「あげる」意識がつきまとう。

「運用3号」問題は、まさに象徴的で、「もらう」側には制度や手続きへの関心が薄く、「あげる」側はルールの周知・徹底や資格変更等の点検を欠いたうえ、いったんは加入者全体の年金資産を勝手に使う方策へ走った。

この深刻な「合併症」を根本的に治療するため、負担と給付が連動し、保険者も被保険者も受給者も、常に緊張感を保てる制度改革に迫られている。

■宮武剛(みやたけこう)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。近刊に『現代の社会福祉 100の論点』(監修・共著、全国社会福祉協議会刊)。